

# 平成25年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

平成25年10月21日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時30分

---

## ○会議に付した事件

1. 第5期介護保険事業計画（施設整備計画）進捗状況について
- 

## ○出席委員（6名）

委員長	西田 祐子 君	副委員長	広地 紀彰 君
委員	氏家 裕治 君	委員	大淵 紀夫 君
委員	吉谷 一孝 君	委員	及川 保 君
議長	山本 浩平 君		

---

## ○欠席委員（1名）

委員 松田 謙吾 君

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

健康福祉課高齢者介護担当課長	田尻 康子 君
健康福祉課主査	伊藤 信幸 君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

主査	本間 弘樹 君
書記	小山内 恵 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより産業厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（西田祐子君） 本日の協議事項は、第5期介護保険事業計画進捗状況についてであります。健康福祉課より説明願います。

田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ただいまより認知症対応型グループホームと特定施設介護つき有料老人ホームの開設予定時期の変更についてご説明申し上げます。

説明に入ります前に事前に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。産業厚生常任委員会資料というものが配られていると思いますが、1ページから3ページになっております。ご確認をお願いします。この資料に基づきましてご説明させていただきます。

本町では、平成24年度から平成26年度まで3カ年を期間としまして第5期白老町介護保険事業計画ならびに高齢者保健福祉計画に基づき介護保険事業の安定的かつ適切な運営に努めているところでございます。そのうち第5期施設整備事業計画では、認知症対応型共同生活介護の認知症グループホーム18床定員と特定施設入居者生活介護の介護つき有料老人ホーム混合型60床定員を平成26年4月から開設として計画しております。この施設整備の事業者選定結果につきましては、ことしの3月22日の建設厚生常任委員会におきまして既にご報告申し上げます。

この選定事業者である医療法人社団玄洋会から先般開設予定時期につきまして町の計画の平成26年4月開設から平成26年10月開設の変更報告を受けてございます。変更の理由としましては、東日本大震災により東北地方で全国の建設業者が復興事業を担っており、道内でもその影響を受け人材と資財不足により工期まで完成しないとのこと、本町の計画している開設予定時期までに完成させるとなるとこの工期では資材調達や担い手の確保に困難を生じ、それによって価格の高騰が生じてしまうこと、請け負う企業としては工期を平成26年9月中までに延長することで資材や人員確保することができるとのことです。

当該法人では工事請負事業者について去る9月27日に岩田・地崎建設株式会社と契約締結しているところでございます。着工時期でございますが、当初本年8月ごろと予定しておりましたが、本年9月30日から着工となりました。進行予定でございますが、当初平成26年3月ごろとしておりましたが開設を4月からとしており来年9月竣工予定に変更し、10月開設予定となります。開設時期が当初計画から半年延びることとなります。この開設時期を延期することで、第5期介護保険事業計画である平成26年4月から平成26年9月までの6カ月分の介護給付費が減少することが予想されます。

資料1ページの1番、減少が予想される介護給付等についてご覧ください。施設別で減少額を説明いたしますと、認知症グループホームでは入居する人たちの介護給付費が2,673万6,000円、高額介護サービス費が83万4,000円、地域支援事業費が82万7,000円、合計2,839万7,000

円が減少する予定でございます。

次に、特定施設介護つき有料老人ホームですが、施設入所する人たちの介護給付費が 2,631 万 7,000 円、高額介護サービス費が 59 万 5,000 円、地域支援事業費が 80 万 7,000 円、合計 2,771 万 9,000 円が減少する予定でございます。なお、地域支援事業費ですが審査支払い手数料を除いた介護給付費の 3%以内で事業を算定することになっております。施設の介護給付費減額予定の合計額は 5,611 万 6,000 円、これを介護保険料相当分に換算しますと第 1 号被保険者負担割合が 21%ということで約 1,178 万円となります。

2 ページをご覧ください。2 番、減少が予想される介護給付費等の取り扱いについて、(1) から (2) まで説明いたします。この減少が予想される介護給付費等に対する介護保険料相当分 1,178 万円の介護保険事業基金へ積み立てをして、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画における介護保険料の上昇を抑えるために使用することといたします。なお、現在の介護保険事業基金の残高は 4,200 万円でございます。第 5 期計画期間の最終年度である平成 26 年度には今のところ取り崩す額を 3,375 万 7,000 円と予定しておりますが、これを取り崩した後の平成 26 年度末時点での残高予定は 824 万 3,000 円となります。このたびの開設時期延期による 6 カ月分の減少による余剰額の 1,178 万円を加えると 2,002 万 3,000 円となる予定でございます。この基金積立残額を第 6 期介護保険事業計画の介護保険料基準額の上昇を抑制するために取り崩し財源とする考えでおります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長(西田祐子君) 説明終わりましたけれども、ここにある参考資料というのは、これはどういうふうな形で見せていただければよろしいのでしょうか。

田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) この参考資料でございますが、認知症グループホームと特定施設の部分の減少した介護給付費だとか歳入歳出のほうです。影響した金額をここで示しております。この表で当初計画金額というのは第 5 期を計画したときの 26 年度の額になっております。変更後の金額という部分につきましては 6 カ月開設時期が延期することによってのその後の減額した後の金額を示しております。減少額のところでございますが、ここに 2 つの施設の 6 カ月分の減額による影響額を示しております。

以上です。

○委員長(西田祐子君) この件につきまして皆さんのほうからなにかございませんか。

広地副委員長。

○副委員長(広地紀彰君) いろんな角度から委員各位からあると思いますので、私のほうからはこの基金について質問します。介護保険事業基金の目的と用途について、まず確認の意味を込めて質問します。

あと、今回の 1,178 万円の余剰金、超えたこの取り崩しによる介護保険負担の保険者 1 人当たりの軽減額というのはどれくらいになると試算しているのでしょうか。その 2 点お願いします。

○委員長(西田祐子君) 田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 介護保険事業基金の使用目的の関係でございますが、介護保険料を引き上げるときに使うための財源として、毎年度介護給付費の当初の予算額に対して運行している部分で余剰金が出てきた場合、基金に積み立てるという仕組みになっているのです。その基金を積み立てた部分のその残高自体、積み立てられた残高自体を次の計画のときに使う財源としての目的で積み立てられているものでございます。

今回の2つの施設の部分での6カ月延期になった部分の減額についての1人当たりの保険料金額に換算しますと、大体1カ月当たり79円というふうに積算しています。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） 広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 広地です。今の件についてはわかりました。それで、多分1人当たりにしたら軽減額はさほどにはならないなというのは大体イメージできていたので、ただ想定以上にちょっと厳しいなと思って。これ、ほかに例えばこの部分については単年度の取り崩しで終わってしまいますよね。この部分の効果という部分が、例えばほかの用途とかそういうような部分はこの目的にはないのでしょうか。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回、本来で言えば26年度の1カ年の部分で、その79円、1人当たりの影響額を本来だったら減額するという考え方になるかと思うのですが、ただ介護保険料の徴収の仕方が2通りございまして、普通徴収と特別徴収というものがございまして。特別徴収というのは年金から引き落とす方、大体が第1号被保険者65歳以上のいただいている割合からすれば、大体90%の方が特別徴収になっておりまして、その減額するということの影響が来年度26年度の介護保険は4月から介護保険料、その方の年金から引き落とすわけなのですが、ただその4月、6月、8月は仮徴収といまして、その25年度中の介護保険をもとにして年金から介護保険料を引くわけなのです。この79円分をどこで減額するかと言いますと、後半の部分で減額するのです。後半と言いましたら10月から年金から減額するということになるのですけれども、ただその国とのやりとりの関係で1回普通徴収に落とさないといけないという影響が出てくるのです。ということで、その大体90%の方の影響を考えますとやはり今回は減額をせず第6期のほうに引き上がる、引き上がっていきますので、その分に引き上がるための抑制として使うという考えで、こちらのほうでは思っております。

○委員長（西田祐子君） 広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） これでやめますけれども、私のほうの趣旨としては、1人当たり79円ですよね。これ保険入られる方にとっても正直余りメリットが、ちょっとこれいかがかなと思っていて、79円でも安くなったほうがいいのかと思っていて、それは6期にやるというのは理解できました。ただこの部分がまとまれば約2,000万円程度になりますので、この効果をもっと別な用途、使途に活用できないものかという質問だったので。できないのであれば6期で今回取り崩し財源とするというのは納得できますので。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） その79円の減額になるという部分については、ご本人たちの介護保険料を減額するというやり方ではなく、その1千百何がしのお金という部分につきましては、これは予定なのでおそらくとしか言えないのですけれども、その余剰が出た分を基金のほうに積み立てるという形をとるのです。そして第6期の介護保険料を積算するときにこの基金の部分を取り崩したことを含めて介護保険料がどれだけになるかというふうに計算するわけなのです。仕組みとしては、3カ年の部分でどれだけの介護給付費が必要なのかというのを積算して、白老町の65歳以上の人数割合と、それから国で定められております公定割合が21%となっておりますから、それに換算して1人当たりの介護保険料幾らか基準額というふうに決める流れになっております。ですので、引き上がることは予想されておりますので、それで財源として基金に積み立てるという考えでおります。

○委員長（西田祐子君） ほかにこの件についてお伺いしたいことはございませんか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 工期がおくれることで、おくれればそれだけ給付費かからないから当然そうなるのだけど、そのことによる影響というか入所を考えていた方がいらっしゃるからそういうような計算になるわけだけど、そこに対する影響というのはどのようなものになるのかということと、それに対する対応策が何かあるのかどうかということ。もちろん必要だからつくるのだけど、上げなくていいということ言えば、つくらなかつたら上がらないというふうになるのかどうか、そこら辺がやっぱり実際には出てくるのです。認知症のグループホームの場合は多分必要だと思うのだけど、本当に必要でつくるのがどこまでの範囲か。もちろんそれが計画で決まっていることだから、我々も賛成して決めていることだから十分承知した上でだけど、そこら辺はどんな状況ですか。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まずこの開設時期を6カ月延期することによって予想される、入所される方の影響についてかと思うのですが、潜在的にこの介護つき有料老人ホーム、また認知症グループホームに入ろうとする希望の方はいらっしゃると思うのです。当該法人のほうでは今のところ入所者の募集はしていないというふうに聞いております。ただその6カ月延期することによって緊急に入りたい方がいらっしゃった場合は、おそらくその町内もしくは町外でその方の身体だとかの状況に応じて施設があいていれば入れるかと思いますが、そうではなく何とか在宅で在宅サービスを受けられるような状況の方がいらっしゃれば、その6カ月の間はケアマネさんと相談しながらその在宅サービスでつなげていくというふうに考えられます。

この特定施設のほうの必要性があるという部分につきましては、うちのほうで新規申請が最近、去年からふえておまして、その中で年齢から見ますと80歳以上の方がふえているのです。特に80歳以上で、介護度で言いますと結果が出たものは要支援から要介護1、要支援1が1番軽いのですけれども、要支援1、要支援2、要介護1あたりに集中して結果が出ているのです。その方たちがすぐ施設に入るかということ、そこまで厳密にはこちらとしては調べておりません

けれども、ただかなり高齢の部分がございますので、この今回の施設ができることによってその方たちがもしかしたら入る可能性もあるかというふうに押さえております。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。例えばこれ、こういう理由でおくれるということに対するペナルティーだとか、それから、町は4月1日に開設してくださいよと。あくまでも業者の都合、理由はいかにせよ業者の都合ですよ。町の都合ではないのです。そういうことに対する、責めるとかではなくて、一般論的に言うところのことに対するペナルティー含めて制度上ないのかどうか。東北大震災だから仕方がないよと皆思うだろうけれど、ただ、それはあくまでもそういうことを見越しているわけですよ。当然もう3年もたつわけですから、そこを見越してできないなら初めからできないと言うべきであるだろうし、業者さんは。やるほうですよ。私はそれが当たり前だと思うのです。ただそういう状況の中でうちの町だってだめだとか、ほかのところもたくさんあるから理由はわかるのだけど、それに対するペナルティーだとか何かの指導だとかそういうものがないというのは、私はちょっと変かなと思うのだけど。そこら辺はどうですか。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今おっしゃった、町として、町というか国というか、その計画当初からおくれることのペナルティー的なことにつきましては特にはございません。ただこの当該法人のほうから今回の東日本大震災の影響による開設時期がおくれそうだというお話を受けたのはことしの春くらいだったかと思います。それで何度かこちらとしてもなるべくおくれないように調整を図っていた経緯がございます。なかなか全道的にも皆さんご存じのとおりいろんなところの予定した部分の開設時期、建設関係がなかなかこう予定価格と折り合わないというお話の中で、こちらとしてもやはり町民の皆さんにご迷惑をかけますので、何とかつい最近まで調整したという経緯がございます。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。それは十分承知しているつもりなのだけど、例えばこういう施設だからこうなるけれども、例えば学校建てたと。子供たちは行けると思っていたと。ところが行けなくなってしまったと。これは逆に考えたときに、例えば10月、6カ月で、その学校を出て卒業できますよと。ところが3月まで延びてしまったから学校に入れませんよとなりますよね。私は責めるとか何とかではなくて、考え方としてやっぱり同じ、違うケースもあるだろうけど、私はやっぱりそういうことに対してそれなりのきちっとした町民周知の方法含めて考えないと、やっぱりちょっと違うかなというふうに思うのです、そこは。だから学校の例が適切かどうかは別にして、ある意味同じことですから、やっぱりそこはもちろん今の政治・経済情勢の中でできないというのは理解しますけれども、そこはやっぱり毅然とした態度と、やっぱり住民の皆さんに、特に入ることを希望していた方々に対してはやっぱりきちっとお知らせするということはやっていただきたいと思うのですけれども。どうですか。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回おくれたことにつきましての町側からの周知は今後していきたいと思います。また今回おくれたことの部分については予定価格の部分に大きな影響がございまして、それによっては建った後に拋出費用にもかなりの影響がございまして、ですので、こちらのほうもぎりぎりの段階で待ってございまして、やっと今回来年10月に開設するというふうに受けたわけなのですが、入居者の1人当たりの予定価格については先日当該事業者さんのほうに聞きましたら、大体計画どおりの最低価格で、特定施設で11万円台だというふう聞いておりますし、認知症グループホームのほうも当初計画にほぼ近い数字で抑えられますというふうにお話を聞いております。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） ほかの委員さんはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） 特にないようですので、私のほうからお伺いしたいのですけれども、このおくれることにつきまして多々変更理由があったのですけれども、当初からやはりこれをおくらせてしまったということに対して、議会としてもこれ1回承認しているものですからやはり議会としての責任もありますし、その辺について事業者さんのほうでどういようなお考えで、理由はわかりましたけれども、これに対して何かあったのでしょうか。その辺だけお伺いしたいと思います。

田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回おくれることの当該法人のほうからは、町長のほうに文書で、こういった理由でおくれます。ということで報告を受けております。議会のほうには、

○委員長（西田祐子君） 議会にあるとかないとかではなくて、おくれたということに対して、事業者のほうでどうい思いで町側のほうに考え方とか、そういう謝罪の言葉とかあったのかどうかということをお伺いしたいのです。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今お伝えしましたように、町長のほうには今こちらのほうで説明した内容で、謝罪というわけではないのですが延期をするという、こういう東日本大震災の影響で工期がおくれるというご報告を受けております。

○委員長（西田祐子君） わかりました。そういう形で今後進められると思うのですけれども、今回お伺いしたいのは、半年遅れることになりましたけれども、その10月1日開設に向けて、今後は間違いなくそのスケジュールでできるのかどうか。その辺の確認と、作業というのですか、その部分の計画はありますか。

田尻健康福祉課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今後、来年10月開設するということは、当該法人のほうでは、この岩田・地崎建設株式会社と契約を結んでいるという流れの中で、10月1日から開設するという流れでいくとは思いますが、町としましては、間違いなく来年予定どお

りに開設するということは確認しつつ、来年度も引き続き行いたいと考えております。  
以上でございます。

○委員長（西田祐子君） ぜひきちっと開設できるような形で努力していただければと思います。

ほかの委員さんはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上で本日の産業厚生常任委員会協議会を閉会いたします。

（午前10時30分）